

## 平成26年度 寒川町国民健康保険運営協議会（第3回）会議次第

日時：平成26年11月18日（火）

午後1時00分から

場所：議会第1会議室（3F）

## 1. 開会

## 2. 議題

## (1) 寒川町国民健康保険条例の一部改正について

資料 1

## (2) 平成26年度国民健康保険事業特別会計12月補正予算について

資料 2

### 3. その他

#### 4. 閉会

# 資料 1

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

# (案)

議案第 号

## 寒川町国民健康保険条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

### 提案理由

国民健康保険料の算定における資産割額を廃止し、賦課割合を改めるため提案する。

## (案)

寒川町条例第 号

### 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和34年寒川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、資産割額」を削る。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第16条第1項第1号中「100分の52」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の28」を「100分の32」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「100分の12」を「100分の18」に改め、同号を同項第3号とする。

第16条の2中「、資産割額」を削る。

第16条の4を次のように改める。

#### 第16条の4 削除

第16条の6の3中「、資産割額」を削る。

第16条の6の5を次のように改める。

#### 第16条の6の5 削除

第16条の6の6第1項第1号中「100分の52」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の28」を「100分の32」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「100分の12」を「100分の18」に改め、同号を同項第3号とする。

第16条の6の7中「、資産割額」を削る。

第16条の6の9を次のように改める。

#### 第16条の6の9 削除

第16条の8中「、資産割額」を削る。

## (案)

第16条の10を次のように改める。

### 第16条の10 削除

第16条の11第1項第1号中「100分の52」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の28」を「100分の32」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「100分の12」を「100分の18」に改め、同号を同項第3号とする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(案)

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>～略～</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定)</p> <p>第15条 第13条の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税に限る。以下同じ。)に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の5</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 資産割 基礎賦課総額の<u>100分の8</u>に相当する額を前条に規定する土地及び家屋に係る固定資産税額(政令第29条の7第2項第7号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9に</p>	<p>～略～</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額_____及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>～略～</p> <p>第15条 削除</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の5</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(削る)</p>

## (案)

規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(3) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の28に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算出した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の12に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第16条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算出した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第16条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世

## (案)

帶に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

～略～

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定)

第16条の4 第16条の2の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額に、第16条の資産割の保険料率を乗じて算定する。

～略～

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

～略～

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)

第16条の6の5 第16条の6の3の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

帶に属する退職被保険者等につき算定した所得割額 \_\_\_\_\_ 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額 \_\_\_\_\_ 及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

～略～

第16条の4 削除

～略～

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額 \_\_\_\_\_ 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

～略～

第16条の6の5 削除

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

## (案)

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第3項第4号ただし書きに規定する場合にあつては、省令第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の8に相当する額を一般被保険者に係る固定資産税額(政令第29条の7第3項第6号ただし書きに規定する場合にあつては、省令第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(3) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の28に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(4) (略)

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の12に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第3項第4号ただし書きに規定する場合にあつては、省令第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(削る)

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) (略)

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額\_\_\_\_\_及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と

## (案)

一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

～略～

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)

第16条の6の9 第16条の6の7の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額に、第16条の6の6の資産割の保険料率を乗じて算定する。

～略～

(介護納付金賦課額)

第16条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

～略～

(介護納付金賦課額の資産割額の算定)

第16条の10 第16条の8の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 資産割 介護納付金賦課総額の100分の8に相当する額を介護納付金賦

一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額\_\_\_\_\_及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

～略～

第16条の6の9 削除

～略～

(介護納付金賦課額)

第16条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額\_\_\_\_\_及び被保険者均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

～略～

第16条の10 削除

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(削る)

## (案)

課被保険者に係る土地及び家屋に係る固定資産税額(政令第29条の7第4項第6号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(3) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の28に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の12に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

2・3 (略)

～略～

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

2・3 (略)

～略～

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

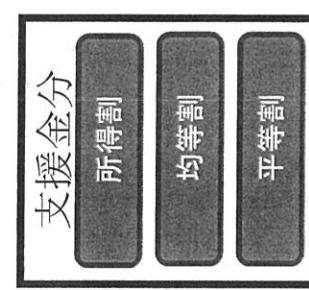
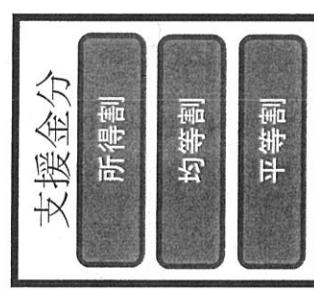
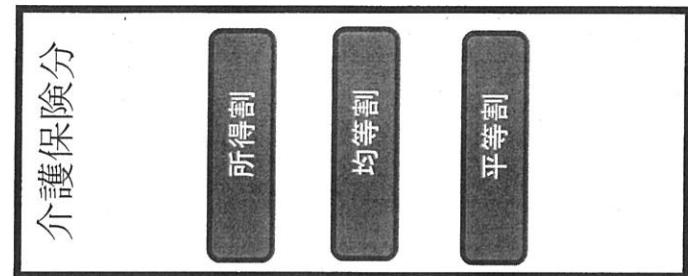
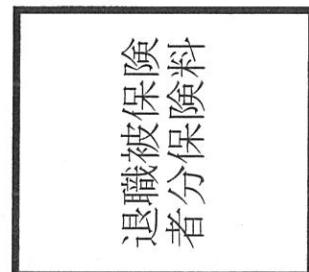
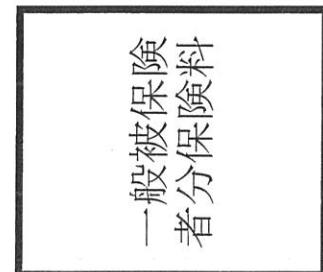
2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 応能・応益割合

	改正前	改正後
所得割	52%	50%
資産割	8%	—
均等割	28%	32%
平等割	12%	18%

} ※均等割：平等割＝被保険者数：世帯数

## 保険料の構成



※介護保険分は40歳以上65歳未満のみ

## 資料 2

### 平成26年度国民健康保険事業特別会計 12月補正予算について

## 12月補正の概要

### 1. 国保連合会へのシステム改修分担金

歳出：負担金補助及び交付金 972千円

歳入：国庫補助金、特別調整交付金 972千円

概要：国保連合会から貸与されている「コクホ・ライシシステム」OSのバージョンアップを国保連合会で実施し、係る費用を市町村が分担金として負担する。その費用は国庫補助金で賄われる。

### 2. 社会保障・税番号（マイナンバー）制度のためのシステム整備費用の更正

歳出：委託金 △3,197千円

歳入：職員給与費等繰入金 △3,197千円

概要：マイナンバー制度対応のシステム改修は、町全体の改修を財政課の電算担当で所管している。

6月補正でシステム改修委託料を計上したが、国通知等で詳細が判明したため整合性を図るために更正する。

### 3. 人事異動による人件費更正

歳出：職員給与費（給料、職員手当、共済費）

歳入：職員給与費等繰入金

概要：26年4月の人事異動に伴う人件費の更正。国保特会では1名増員となっている。

町全体の人事費更正を総務課で集計しているが、査定前であり額が未定のため次頁の表には含まれていない。

(案)

平成26年度国民健康保険事業特別会計12月補正予算

国保特会

国保運協会長等研修 平成26年10月27日

## 「医療制度改革と国保の展望」

講師 東海大学教養学部 人間環境学科  
教授 堀真奈美先生  
社会保障審議会医療保険部会委員  
専門：社会保障論、医療福祉分野の政策経営  
(講演概要)

### 論点 国保の都道府県単位化

- 都道府県の役割強化と国民健康保険者の保険者の都道府県移行
  - ・国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体（保険者）と地域における医療提供体制に係る責任の主体を都道府県が担う
  - ・都道府県と市町村において適切な役割分担
- その前提
  - ・国民健康保険の財政基盤の安定化
  - ・国民健康保険が抱える財政的な構造問題や保険者の在り方にに関する課題を解決

市町村国保の抱える構造的な問題

- ①年齢構成が高く、医療水準が高い。
- ②所得水準が低い
- ③保険料負担が重い
- ④保険料の収納率低下
- ⑤一般会計繰入・繰上充用
- ⑥財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑦市町村間の格差

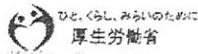
国保の運営に関する県と市町村の役割分担

国保の運営に関する主な業務	現 行	プログラム法
財政運営	都道府県	市町村の役割が積極的に果たされるよう検討
保険料の賦課・徴収 保健事業	市町村 * 都道府県は、 ・国保の運営が健全に行われるよう 必要な指導を行う	都道府県と市町村の適切な役割 分担を検討
被保険者の資格管理 保険給付 審査・支払	・広域化等支援方針に基づき、国保 事業運営の地域化、国保財政の安 定化を推進	



## 具体的には何を改革するの？

### 社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえた改革の方向性



- すべての世代が安心感と納得感の得られる、「全世代型」の社会保障制度に転換を図る。  
そして、社会保障制度を将来の世代にしっかりと伝える。

超高齢社会へ

家族・地域の支え合い機能の低下

雇用の不安定化

#### 社会経済情勢の変容

社会保障の機能の充実と、  
財源確保及び給付の重点化・効率化による安定化

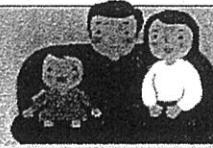
子ども・子育て支援策の充実等、若い人々の希望につながる投資を積極的実施

年齢ではなく、負担能力に応じて負担し、支え合う

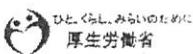
持続可能な  
社会保障の構築

若い人々も納得して  
社会保障制度に積極的参加

すべての世代が相互に支え合い、必要な財源を確保



### 社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえた各分野の方向性



#### 子ども・子育て

- すべての子どもの成長を暖かく見守り、支えることのできる社会へ
- 子どもたちへの支援は、社会保障の持続可能性・経済成長を確かなものとし、日本社会の未来につながる。社会保障制度改革の基本。未来への投資。
- 女性の活躍は成長戦略の中核。新制度とワーク・ライフ・バランスを車の両輪に。



#### 医療・介護

- 「病院完結型」から、地域全体で治し、支える「地域完結型」へ
- 受け皿となる地域の病床や在宅医療・介護を充実。川上から川下までのネットワーク化
- 地域ごとに、医療・介護・予防に加え、本人の意向と生活実態に合わせて切れ目なく継続的に生活支援サービスや住まいも提供されるネットワーク(地域包括ケアシステム)の構築
- 国民の健康増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進する必要



#### 公的年金制度

- 2004年改革により対GDP比での年金給付は一定水準。現行の制度は破綻していない
- 社会経済状況の変化に応じた形のセーフティネット機能を強化
- 長期的な持続可能性をより強固なものに

## なぜ今、改革が必要なのか

国民皆保険・皆年金の達成から半世紀が過ぎ、少子高齢化が進展し、雇用環境の変化、貧困・格差の問題など、社会が大きく変化しています。

こうした中、「安心の支え合い」である社会保障制度を守り、進化させ、受け継いでいくため、時代の要請に合ったものに変えることが必要です。

### 人口構成が長期的に変化

- 社会保障給付費の総額は、この20年で倍以上に増えています。
- 今後も高齢化の進行に伴って、さらなる増加が見込まれています
- 社会保障の財源には、保険料の他、多額の「公費」が使われています。
- 社会保障のための「公費」は、国の歳入の大きな部分を占めています。
- 国の歳入のうち、税収でまかなわれているのは5割程度で、4割強は国債でまかなわれています。
- これは将来世代への負担の先送りであり、このままでは子どもや孫たちの世代に過重な借金を背負わせることになってしまいます。
- 社会保障制度の改革とともに、負担を先送りしないために財政健全化を同時達成する「社会保障と税の一体改革」が、今、必要なのです。